

青森県報

号外第七十五号

平成三十年
七月十三日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一
○青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課)…一

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…五

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の第三第一項第三十三号中ノをオとし、キをノとし、ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、同号ソ中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同ソを同号ツとし、同号レの次に次のように加える。

ソ 第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給に関する事。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則により委任した事務に係る申請その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第四十一号様式」を「第四十四号様式」に改め、同条を第二十三条とし、第十九条の次に次の三条を加える。

(進学準備給付金支給申請書)

第二十条 省令第十八条の九第一項の申請書は、進学準備給付金支給申請書(第四十一号様式)によらなければならない。

(進学準備給付金支給等決定調書)

第二十一条 地域県民局長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学準備給付金支給(不支給)決定調書(第四十二号様式)を作成しなければならない。

(進学準備給付金支給等決定通知書)

第二十二条 地域県民局長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学準備給付金支給(不支給)決定通知書(第四十三号様式)により申請者に通知しなければならない。

第四十一号様式中「第20条」を「第23条」に改め、同様式を第四十四号様式とし、第四十号様式の次に次の三様式を加える。

第 4 1 号様式 (第 2 0 条関係)

年 月 日

進学準備給付金支給申請書

地域県民局長 殿

申請者 (大学等に進学する者)

住 所

氏 名 ㊦

進学準備給付金の支給を受けたいので、生活保護法施行規則第18条の9第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学先学校名 _____

4 進学後の居住先
 大学等進学前の住所と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記入すること。)

居住 (予定) 地 _____

5 支給方法 口座振込 その他 (_____)

口座振込の場合の振込先

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・(_____)

支店等名 _____ 支店・出張所・(_____) (ゆうちよ銀行を除く。)

記 号

--	--	--	--	--

 (ゆうちよ銀行のみ記入)

預貯金種類 普通預金 (通常貯金及び普通貯金を含む。)
 当座預金 その他 (_____)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記入すること。)

フリガナ
口座名義人 _____

- 6 添付書類
- (1) 入学手続に着手していることが確認できる以下のいずれかの書類
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) 進学準備給付金振込先が確認できる書類

注 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 該当する には、レ印を記入すること。
 3 進学準備給付金振込先は、大学等に進学する者の口座に限ること。
 4 金融機関名は、該当する金融機関の種類を○で囲み、又は括弧内に記入すること。
 5 支店等名は、該当する支店等種類を○で囲み、又は括弧内に記入すること。
 6 上記の添付書類を申請時に準備できない場合は、進学する大学等の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で申請することができる。ただし、その場合は、大学等に入学するまでに上記の添付書類を提出しなければならないこと。
 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第42号様式 (第21条関係)

進学準備給付金支給 (不支給) 決定調書										
地 区 名			ケ ー ス 番 号		対 象 者 氏 名				世 帯 主 氏 名	
決 裁	部 長	総室長	次 長	課 長	指 導 員	確 認	処 理 簿 記 入	支 給 台 帳 記 入	起 案	年 月 日
										起 案 者
									決 裁	年 月 日
									施 行	年 月 日
進学準備給付金支給 (不支給) 決定同 次のとおり決定し、通知してよろしいか。								発 送	年 月 日	
決定理由 (通知案)								浄 書 者 印	校 合 者 印	発 送 承 認 印
進学準備給付金支給額決定欄										
支給額 円 (進学先) (進学後の居住先)										
不支給の理由										
支給日及び支給方法										

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第43号様式 (第22条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

あなたに対する生活保護法による進学準備給付金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給の可否

 支給 不支給

2 (支給の場合) 支給額、支給日及び支給方法

支給額 円
支給日 年 月 日
支給方法 口座振込 その他 ()

(不支給の場合) 不支給の理由

3 決定通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項の第十五号及び東青地域県民局、中
地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長西北地域県民局、上北
地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項の第三号中
「ツ」を「ネ」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭